

新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援・融資制度

問地域振興課 ☎892-0121

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者にご利用ください。なお、対象や申請方法等、制度の最新情報については各窓口へお問い合わせください。

また、その他の支援制度については、経済産業省ホームページをご覧ください。



給付・助成制度

【持続化給付金】 感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者に対する給付金です。

給付額 法人200万円、個人事業者100万円(昨年1年間の売上からの減少分が上限)

※インターネットを利用できない人は、申請サポート会場で申請できます(要予約)。

問持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570、☎03-6831-0613 (IP電話専用)

(6月は毎日8:30~19:00)

【雇用調整助成金】 休業手当等の一部を助成します。

問ハローワーク枚方 ☎841-3363、またはコールセンター ☎0120-60-3999 (9:00 ~ 21:00)

融資制度

セーフティーネット4・5号、危機関連保証の認定書の発行は地域振興課で行っています。

【大阪府「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」「新型コロナウイルス感染症対策資金」

【新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)】

問府商工労働部中小企業支援室金融課 ☎06-6210-9508

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

問日本公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 (平日)・☎0120-112476 (休日)

【新型コロナウイルス対策マル経融資】

問北大阪商工会議所 ☎843-5154 (平日9:00 ~ 17:15)

【商工中金による危機対応融資】

問商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711 (9:00 ~ 17:00)

中小企業・小規模事業者向け相談窓口

▷大阪府よろず支援拠点 ☎06-4708-7045 (平日9:30 ~ 17:00)

▷北大阪商工会議所 ☎843-5154 (平日9:00 ~ 17:15)

令和2年度 子育て世帯への臨時特別給付金

問子育て支援課 ☎893-6406

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付のみ。特例給付を除く)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。対象者には、給付金のご案内等を6月上旬までに送付予定です。

申込手続は不要です。受給を希望しない場合のみ申出書を返送してください。

対象児童 児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

(同年3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含む)

支給対象 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している人

給付額 対象児童1人につき1万円

支給時期 7月上旬までに児童手当受給口座へ振り込み予定。

※振込日は、決まり次第ホームページでお知らせします。

※児童手当(前年度までの現況届を含む)が未申請・書類不備等の場合は支払いができません。心当たりがある人はお問い合わせください。詳しくは19☎「児童手当に関するお知らせ」をご覧ください。

※公務員は、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。

新型コロナウイルス感染症に関する市税の徴収猶予制度の特例

問税務室 ☎892-0121

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった人は、最大1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。猶予対象額に関わらず担保の提供は不要です。猶予期間中の延滞金はかかりません。申請には必要書類等がありますので、制度の詳細はお問い合わせください。

※相談は電話で、申請は郵送で受け付けています。なるべく来庁はお控えください。

対象 次の要件全てを満たす納税者・特別徴収義務者(個人・法人の別、規模は問わず)

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し、適切に対応します。

対象税目 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人市民税、固定資産税などほぼ全ての税目

※対象税目のうち、既に納期限が過ぎている未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

申請期限 6/30(火)または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日

※申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出が必要です。提出が難しい場合は口頭でお伺いします。

猶予期間 最大1年間

※猶予期間内途中での納付や分割納付など、事業状況に応じて計画的に納付することも可能です。

※その他の納税相談も随時受け付けていますので、早めにご相談ください。

徴収猶予の取り消し 次に該当する場合は、徴収猶予が取り消されることがあります。

▷申請者について強制換価手続(差押・破産・競売事件など)が開始されたときなど

▷偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき

新型コロナウイルス感染拡大防止のため物品等の寄付をいただきました

いただいた物品は、医療機関や社会福祉施設、子ども関連施設を中心に配布いたします。

株式会社アカカベ様よりマスク1万枚



今年40周年を迎える(一社)交野青年会議所
理事長 里見健二様より
マスク1,000枚と消毒液300ml入り40本



就労継続支援B型
紙好き交流センター
ひかり様より
マスク50枚



▷株式会社姫技建様よりマスク2,000枚
▷大阪府PTA協議会様よりマスク150枚
▷日本赤十字社大阪府支部
交野市地区様よりマスク2,000枚

